

秋田市南部市民サービスセンター清掃業務委託仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名 秋田市南部市民サービスセンター清掃業務委託
- (2) 履行場所 秋田市御野場一丁目5番1号（秋田市南部市民サービスセンター）
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 本仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修令和5年版）による。
- (5) 本仕様書の対象業務は、次のとおりとする。
- ア 日常清掃業務（屋外含む。）
 - イ 定期清掃業務（屋外含む。）
 - ウ 窓ガラス清掃業務

2 共通仕様

(1) 業務の範囲

本業務範囲は、別紙「清掃概要」、「清掃基準表」および「清掃図面」のとおりとする。

(2) 業務関係書類の提出及び時期

- ア 清掃実施計画表（毎月末まで翌月分の計画（毎月））
- イ 作業日誌（毎日実施した業務内容及び使用機材等についての記述（毎日））
- ウ 業務完了報告書（業務完了後すみやかに提出すること（毎月））

(3) 業務従事者

業務の実施に先立ち業務従事者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。なお、業務従事者に変更があった場合も同様とする。

ア 氏名

イ 年齢

(4) 業務条件

ア 日常清掃業務

日常清掃業務等の日常的に行う作業時間は、原則として次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| (ア) 共用部分（風除室、ホール、便所等） | 16時～20時 |
| (イ) 専用部分（多目的ホール、地域文化ホール、和室、洋室等） | 16時～20時 |
| (ウ) 専用部分（子育て交流ひろば、遊具室、授乳室） | 17時～18時 |
| (エ) 専用部分（市民窓口、センター事務室、相談室） | 18時～19時 |

イ 定期清掃業務

年2回（休日。時期は別に定める。）

ウ 窓ガラス清掃業務

年2回（休日。時期は別に定める。）

エ 清掃作業範囲

(ア) 共用部分

指定箇所の床面、壁面、巾木および扉、間仕切等の造作ならびに配置されている備品を作業対象とする。

(イ) 専用部分

指定箇所の床面、壁面、巾木および扉、間仕切等の造作ならびに配置されてい

る備品を作業対象とする。

(ウ) 外装部分

窓ガラス清掃（両面）を作業対象とする。

(5) 経費の負担

業務の実施にあたり必要となる次の経費は、発注者の負担とする。

ア 用水、電気等の光熱水費

イ トイレットペーパー、給茶機用お茶、給茶機用紙コップ、秋田市指定ごみ袋

なお、手洗い用石鹼液及び業務遂行に必要な資材及び機械器具は、受注者の負担とする。

(6) 廃棄物の集積等

廃棄物は、次の区分どおり収集し、発注者が指示する場所に、毎日集積する。

ア 可燃ごみ

イ 資源化物

(7) 建物内施設等の利用

業務を遂行するため居室等を使用する場合は、別途協議する。なお、職員の通勤等に使用する自動車による市民用駐車場の使用は、厳禁とする。

(8) 清掃概要 別紙による

(9) 清掃基準表 別紙による

(10) 清掃図面 別紙による

清　掃　概　要

1 日常清掃（共用部分）

清　掃　箇　所	清　掃　要　領
(1) 風除室	<p>ア 箕等を用いて床の掃き掃除をする。</p> <p>イ 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。</p> <p>ウ 什器、窓台等の除塵を行う。</p> <p>エ 扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。</p> <p>オ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。</p> <p>カ マットを清掃する。</p>
(2) ホール (1F)	<p>ア 箕等を用いて床の掃き掃除をする。</p> <p>イ 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。</p> <p>ウ 什器、窓台等の除塵を行う。</p> <p>エ 扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。</p> <p>オ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。</p> <p>カ マットを清掃する。</p>
(3) ホール (多目的ホール前)	<p>ア 箕等を用いて床の掃き掃除をする。</p> <p>イ 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。</p> <p>ウ 什器等の除塵を行う。</p> <p>エ 扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。</p> <p>オ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。</p>
(4) ホール・廊下 (2F)	<p>ア 真空掃除機等を用いて床を清掃する。</p> <p>イ 汚れの程度により、水溶性及び油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。</p> <p>ウ 什器、窓台等の除塵を行う。</p> <p>エ 扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。</p> <p>オ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。</p>
(5) エレベーター	<p>ア 箕等を用いて床の掃き掃除をする。</p> <p>イ 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。</p> <p>ウ 什器等の除塵を行う。</p> <p>エ 手摺の拭き清掃をする。</p> <p>オ 壁等壁面、天井を清掃する。</p> <p>カ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除、溝清掃を行う。</p>
(6) 階段室	<p>ア 真空掃除機等を用いて床を清掃する。</p> <p>イ 汚れの程度により、水溶性及び油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。</p> <p>ウ 什器、窓台等の除塵を行う。</p> <p>エ 扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。</p> <p>オ 手摺の拭き清掃をする。</p> <p>カ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。</p>
(7) 給湯室	<p>ア 箕等を用いて床の掃き掃除をする。</p> <p>イ 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。</p> <p>ウ 什器等の除塵を行う。</p> <p>エ 壁面の手の届く範囲を清掃する。</p> <p>オ 茶がら等を処理し容器を洗浄する。</p> <p>カ 流し台と温水器の周辺、排水口を清掃する。</p> <p>キ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。</p>

清掃箇所	清掃要領
(8)便所	<p>ア 箸等を用いて床の掃き掃除をする。</p> <p>イ 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。</p> <p>ウ 什器、窓台等の除塵を行う。</p> <p>エ 扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。</p> <p>オ 手摺の拭き清掃をする。</p> <p>カ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。</p> <p>キ 衛生陶器類は中性洗剤で清掃する。除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用する。</p> <p>ク 洗面台を清掃し、鏡を拭く。</p> <p>ケ トイレットペーパー、水石鹼を補給する。</p> <p>コ 汚物を搬出処理する。</p>
(9)倉庫 (旧自動交付機室)	<p>ア 真空掃除機等を用いて床を清掃する。</p> <p>イ 汚れの程度により、水溶性及び油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。</p> <p>ウ 什器、窓台等の除塵を行う。</p> <p>エ 扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。</p> <p>オ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。</p>
(10)指定管理団体 事務室	<p>ア 真空掃除機等を用いて床を清掃する。</p> <p>イ 汚れの程度により、水溶性及び油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。</p> <p>ウ 什器、窓台等の除塵を行う。</p> <p>エ 扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。</p> <p>オ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。</p>

2 日常清掃（専用部分）

清掃箇所	清掃要領
(1)市民窓口、センター事務室、会議相談室	<p>ア 真空掃除機等を用いて床を清掃する。</p> <p>イ 汚れの程度により、水溶性及び油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。</p> <p>ウ 什器、窓台等の除塵を行う。</p> <p>エ 扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。</p> <p>オ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。</p>
(2)職員更衣室	<p>ア 箸等を用いて床の掃き掃除をする。</p> <p>イ 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。</p> <p>ウ 什器、窓台等の除塵を行う。</p> <p>エ 扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。</p> <p>オ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。</p>
(3)更衣室	<p>ア 箸等を用いて床の掃き掃除をする。</p> <p>イ 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。</p> <p>ウ 什器、窓台等の除塵を行う。</p> <p>エ 扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。</p> <p>オ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。</p>
(4)多目的ホール ・ステージ	<p>ア 箸等を用いて床の掃き掃除をする。</p> <p>イ 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。</p> <p>ウ 什器、窓台等の除塵を行う。</p> <p>エ 扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。</p> <p>オ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。</p>

清掃箇所	清掃要領
(5) 地域文化ホール（ステージ、控室、調整室含む。）	ア 箸等を用いて床の掃き掃除をする。 イ 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。 ウ 什器、窓台等の除塵を行う。 エ 扇等壁面の手の届く範囲を清掃する。 オ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。
(6) 調理室	ア 箸等を用いて床の掃き掃除をする。 イ 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。 ウ 什器、窓台等の除塵を行う。 エ 扇等壁面の手の届く範囲を清掃する。 オ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。 カ 流し台と排水口を清掃する。
(7) 和室	ア 箸等を用いて床の掃き掃除をする。 イ 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。 ウ 什器、窓台等の除塵を行う。 エ 扇等壁面の手の届く範囲を清掃する。 オ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。
(8) 洋室	ア 真空掃除機等を用いて床を清掃する。 イ 汚れの程度により、水溶性及び油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。 ウ 什器、窓台等の除塵を行う。 エ 扇等壁面の手の届く範囲を清掃する。 オ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。
(9) 子育て交流ひろば、遊具室、授乳室	ア 箸等を用いて床の掃き掃除をする。 イ 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。 ウ 什器、窓台等の除塵を行う。 エ 扇等壁面の手の届く範囲を清掃する。 オ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。 カ マットを清掃する。

3 日常清掃（その他）

清掃箇所等	清掃要領
(1) ごみ収集	ア センター内の屑入れの内容物を回収する。 イ ゴミ庫に運搬し、家庭ごみ・資源化物に分別整理する。 ウ センター内外の保管場所は、常に清潔にする。
(2) 紙コップ	ア 紙コップを補給する。 イ 紙コップを補給する。 ウ 毎週1回給茶器の冷温水槽の清掃および水の入れ換えをする。
(3) 屋外	ア 掃き掃除をする。必要に応じて散水する。 イ 油の汚れは中性洗剤でとり除く。 ウ 排水溝及び周辺の土砂をとり除く。

4 定期清掃および窓硝子清掃

清掃箇所	床の材質等	清掃要領
1、2の日常清掃を行う清掃箇所、控室、倉庫、器具庫、書庫、備蓄倉庫及び外装部分（窓硝子）	(1)硬質床	ア 箸で埃をとる。 イ 中性洗剤で洗浄する。 ウ 拭きとった後、乾燥後材質により床維持剤を塗布する。
	(2)弹性床	ア 箸で埃をとる。 イ 床面を洗浄し、乾燥後床維持剤を塗布する。
	(3)繊維床	ア 床面の粗ゴミをカーペットスイーパー等で回収して除塵する。 イ 水溶性及び油溶性などしみの材質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。 ウ 床全面を洗浄し、汚れを除去する。
	(4)木製床	ア 汚れ、埃をとる。 イ 床維持剤等を塗り、仕上げる。
	(5)畳	ア 埃をとり中性洗剤で汚れをとる。 イ 水雑巾で拭き、さらに空拭きをする。
	(6)金属部分	ア 専用クリーナーで汚れをとり、乾布等で仕上げる。
	(7)天井・壁面	ア 天井用羽根ハタキ、ブラシ等で塵払いをする。 イ 扇等壁面の汚れをとる。
	(8)給排気口	ア 水雑巾で塵をとる。 イ 中性洗剤で汚れをとり、水拭き仕上げをする。
	(9)窓硝子	ア 硝子用洗剤で汚れをとり、仕上げる。